

学 則

学校法人 三幸学園

辻 学 園 調 理 ・ 製 菓 専 門 学 校

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に従い、調理師法の規定に基づき調理師に必要な知識、理論及び調理技術を修得すると共に、教養と人格の向上を図り、調理師免許取得を目的とした、調理師専門課程、高度調理技術専門課程を置く。また同じく製菓衛生師法の規定に基づき、製菓衛生師に必要な知識、理論及び製菓技術を修得し、製菓衛生師受験資格の取得を目的とした、製菓衛生師専門課程、及び高度製菓衛生師専門課程を置く。同じく日本語教育機関の告示基準に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、日本の食文化普及の観点から有益な職業人を日本・海外に多く輩出することを目的とした文化・教養専門課程を置く。

(名称)

第2条 本校の名称は、辻学園調理・製菓専門学校とする。

(位置)

第3条 本校の位置は、大阪市北区西天満1丁目3番17号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日等

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	入学時期	総定員	備考
調理師専門課程	調理師科	昼	1年	80人	4月	80人	学年制
高度調理技術専門課程	上級調理師科	昼	2年	120人	4月	240人	学年制
製菓衛生師専門課程	製菓パティシエ科	昼	1年	80人	4月	80人	学年制
高度製菓衛生師専門課程	製菓マイスター科	昼	2年	120人	4月	240人	学年制
文化・教養専門課程	日本語学科(春季)	昼	1年	20人	4月	20人	学年制
文化・教養専門課程	日本語学科(秋季)	昼	1年	20人	10月	20人	学年制
合計				440人		680人	

2. 在籍期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。なお、秋季の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2. 前項の学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3. 秋季の学年を次の2学期に分ける。

前期 10月1日から翌年3月31日まで

後期 4月1日から9月30日まで

4. 教育上必要があるときは、校長の判断により期間の変更をできるものとする。

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合は、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業（7月下旬から8月下旬までの約1か月間）

(4) 冬季休業（12月下旬から1月上旬までの約2週間）

(5) 春季休業（3月上旬から4月上旬までの約1か月間）

(6) 学園創立記念日（6月10日）。ただし、休業日は6月第1金曜日とする。

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。

3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数、単位等

(教育課程、授業時数及び単位数)

第7条 本校の教育課程、授業時数及び授業単位数等は、別表1-1, 2, 3, 4, 5のとおりとする。

2. 別表1-1, 2, 3, 4, 5に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

3. 各学科の教育課程は1年間で800単位時間以上を設定するものとする。

4. 教育上有益と認める場合は、他学科の授業科目を履修することができるものとする。

(授業の方法)

第8条 本校における授業は、講義、演習、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 本校は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。

3. 前項の授業の方法による授業科目の履修は、各学科の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により行うものとする。

- (1) 調理師、製菓衛生師の規定科目の授業科目については、授業の方法に関わらず30単位時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 調理師、製菓衛生師の規定科目以外の授業科目については、次のとおりとする。講義及び演習科目については15から30単位時間の授業をもって1単位とする。実技及び実習科目については30から45単位時間の授業をもって1単位とする。なお、日本語学科においては、20単位時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 調理師、製菓衛生師の規定科目以外の授業科目について、講義、演習、実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、学修の内容をもって個別に単位を定めるものとする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、試験、レポート、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2. 前項の成績評価は、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
3. 成績不良の科目については、追試験及び再試験を実施できる。追試験及び再試験に関して必要な事項は別に定める。
4. 日本語学科の成績及び学習の評価は、試験、提出物、学習態度等を総合的に勘案しA～Dの4段階で評価する。なお、C判定以上を合格とする。

(入学後の他の教育施設等における授業科目の履修等)

第11条 教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、本校における授業科目の履修とみなすことができるものとする。

2. 前項の規定は、生徒が本校の承認を受けて、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第12条 教育上有益と認めるときは、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなすことができるものとする。

2. 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(始業、終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は、9時30分から17時10分までとする。

2. 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、時刻を変更して授業を行うことがある。

第4章 教職員組織等

(教職員組織)

第14条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1人

(2) 教員 教員の半数以上は基幹教員とする。

課程	分野	必要教員数	必要基幹教員数
調理師専門課程	衛生専門課程	15人以上	8人以上
高度調理技術専門課程			
製菓衛生師専門課程			
高度製菓衛生師専門課程			
文化・教養専門課程	文化・教養専門課程	3人以上	3人以上 うち主任教員1名
合計		18人以上	11人以上

(3) 助手 10人以上

(4) 事務職員 1人以上

(5) 学校医 1人

(6) 生活指導担当者 4人(うち基幹教員3人以上)

2. 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

3. その他、校長の職務を助けるため、副校長を置くことができる。副校長は、校長を補佐し、所属教職員を監督する。

(学校評価)

第15条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3. 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

(教育課程編成委員会)

第16条 本校の教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めるものとする。

第5章 入学、休学、退学及び卒業等

(入学資格)

第17条 本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、調理師法第4条及び製菓衛生師法第6条に規定された者を除く。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 修業年限が3年以上の専修学校高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (9) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、毎年4月とする。ただし、日本語学科（秋季）の入学時期は、毎年10月とする。

(入学手続き、入学許可)

第19条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第35条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。

- (3) 合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類に所定期日までに別表2に定める入学金を添え、手続きを取らなければならない。
- (4) 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- (5) 所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

(保証人)

- 第20条 保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。
- 2. 保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとする。
 - 3. 保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。
 - 4. 保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。
 - 5. 保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書を提出しなければならない。

(転入学、編入学)

- 第21条 本校への転入学・編入学を願い出る者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、選考の上、校長が許可することができる。
- 2. 転入学・編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転科)

- 第22条 本校に在学中の者で転科を希望する者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、既に履修した授業科目、単位数等を考慮し、校長が許可することができる。
- 2. 転科に関して必要な事項は、別に定める。
 - 3. 日本語学科については、転科を認めない。

(休学、復学)

- 第23条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって欠席する場合は、学期を単位として保証人連署の届出により、校長の許可を得て休学することができる。
- 2. 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により1か年に限り延長を認めることがある。
 - 3. 休学期間は、第4条に示す修業年限に含めない。
 - 4. 第1項の者が、復学しようとする場合は、校長の許可を受けて学期の始めに限り復学することができる。ただし、日本語学科については、修業期間を超える在籍となる復学は認めない。
 - 5. 休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

第24条 校長は、学校保健安全法等に基づき、生徒が感染症にかかり又はその疑いがあるとき、その他必要があると認めるときはその生徒に対して出席停止を命ずることができる

(退学)

第25条 退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

2. 退学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第26条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者
- (2) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学手続き完了者で、就学意志がない者
- (4) 死亡した者又は不明となった者

(課程修了の認定)

第27条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて校長は課程修了の認定を行う。

2. 規定の成績又は出席時数を満たせない者は、課程修了の認定を行わず留年とする。
ただし、日本語学科については、修業期間を超える在籍は認めない。

(卒業の認定)

第28条 本校に修業年限以上在学し、課程の修了を校長に認められた者に卒業の認定を行う。

2. 課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第29条 第28条により課程を修了した者には、次のとおり専門士の称号を授与する。

学科名	専門士の称号	告示名称	告示・公示
上級調理師科	衛生専門課程	高度調理技術専門課程	平成29年2月28日告示
製菓マイスター科	衛生専門課程	高度製菓衛生師専門課程	平成29年2月28日告示

(資格の取得)

第30条 本校調理師科及び上級調理師科の課程を修了した者は、調理師法第3条第1項第1号の規定に基づき、調理師免許の申請ができる。また本校製菓パティシエ科の課程を終了した者は、製菓衛生師法第5条第1項第1号の規定に基づき、製菓衛生師試験の受験資格を得ることができる。

2. 本校製菓マイスター科の生徒については1年次に製菓衛生師法施行規則第18条第1項に定める各科目の授業時間数の3分の2以上を履修した者には履修証明書を発行し、2年次に製菓衛生師試験の受験資格を得ることができる。

第6章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第31条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2. 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第32条 授業の聴講を志望する者がある場合は、本校の教育に支障がない限り、これを許可することができる。

2. 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第7章 賞罰

(褒賞)

第33条 成績優秀な者、又は他の模範となる行為があった者は、校長が褒賞することがある。

(懲戒)

第34条 生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

3. 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 納付金、その他

(納付金)

第35条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は別表2-1, 2とおりとする。

(納入及び納入の特例)

第36条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒は休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。

3. 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

4. 別表2-1, 2のほかに、実習費等の修学に関する費用を徴収する。

(納付金の還付)

第37条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

(退学者等の納付金納付義務)

第38条 退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(健康管理)

第39条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

2. 健康診断、その他健康管理については別に定める。

第9章 附帯教育

(附帯教育)

第40条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

種類	コース名	修業 年限	面接指 導時間	収容定員	入学資格
通信教育課程	製菓衛生師コース	2年	204	320名	中学以上を 卒業した者

2. 費用については、次のとおりとする。

入学金	授業料	合計
100,000円	250,000円	350,000円

3. 通信課程指導時間数については、次のとおりとする。

教科科目		面接指導の指導時間数 (菓子製造業に従事している者である生徒に対するものを除く)		面接指導の指導時間数 (菓子製造業に従事している者である生徒)
		規定時間	授業時間	授業時間
衛生法規		6	6	3
公衆衛生学		1 8	1 8	9
食品学		1 2	1 2	6
食品衛生学		2 4	2 4	1 2
栄養学		1 2	1 2	6
社会		1 2	1 2	6
製菓理論 及び実習	製菓理論	3 6	3 6	1 8
	製菓実習 (基礎実習)	3 6	3 6	1 8
	(専門実習)	4 8	4 8	2 4
計		2 0 4	2 0 4	1 0 2

4. 附帯教育について、その他必要な事項は別に定める。

第 1 0 章 雑則

(改定)

第 4 1 条 本学則は、改定することができる。

2. 学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

(施行細則)

第 4 2 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1. この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

1. この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施する。

平成 26 年度以前入学生に関しては、従前の学則を適用する。

1. この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

平成 28 年度以前入学生に関しては、従前の学則を適用する。

1. この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成３１年４月１日一部改正）

この学則は、平成３１年４月１日より施行する。

附則 この学則は令和２年４月１日より施行する。（上級調理師科の教育課程変更）

附則 この学則は令和３年４月１日より施行する。（調理師科、上級調理師科、製菓パティシエ科および製菓マイスター科の教育課程変更並びに納付金額の変更）

附則 この学則は令和４年４月１日より施行する。（調理師科、上級調理師科、製菓パティシエ科及び製菓マイスター科の教育課程の変更）

附則 この学則は令和５年４月１日より施行する。（授業科目の履修等の新設）

附則 この学則は令和５年４月１日より施行する。ただし、第７条（教育課程、授業時数及び単位数）については、令和５年３月３１日以前に入学した者にあつては、なお従前の例による。（調理師科の教育課程変更）

附則 この学則は令和５年１０月１日より施行する。（目的変更及び日本語学科新設）

附則 この学則は令和６年４月１日より施行する。（調理師科、上級調理師科、製菓パティシエ科及び製菓マイスター科の定員変更並びに、調理師科及び上級調理師科の教育課程の変更）ただし、第４条（課程、学科、修業年限及び定員等）及び第７条（教育課程、授業時数及び単位数）については、令和６年３月３１日以前に入学した者にあつては、なお従前の例による。

附則 この学則は令和７年４月１日より施行する。（教職員組織の変更）

別表1-1 教育課程（カリキュラム）
学校名 辻学園調理・製菓専門学校
学科 調理師科
該当 2024年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
栄養と健康	講義	必修	2	60	2	60
食生活と健康関係法規	講義	必修	1	30	1	30
食品衛生学	講義	必修	3	90	3	90
食品の安全と衛生関係法規	講義	必修	1	30	1	30
食品衛生学実習	実技	必修	1	30	1	30
栄養学	講義	必修	2	60	2	60
食品学	講義	必修	3	90	3	90
調理理論と食文化概論	演習	必修	6	180	6	180
調理実習	実技	必修	10	300	10	300
総合調理実習	実技	必修	3	90	3	90
インターンシップ実習	実習	選択	2	60	2	60
未来デザインプログラム	講義	必修	2	30	2	30
就職対策	講義	必修	2	30	2	30
合計			38	1080	38	1080

別表1-2 教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 上級調理師科

該当 2024年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		2年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
栄養と健康	講義	必修	2	60			2	60
食生活と健康関係法規	講義	必修	1	30			1	30
食品衛生学	講義	必修	3	90			3	90
食品の安全と衛生関係法規	講義	必修	1	30			1	30
食品衛生学実習	実技	必修	1	30			1	30
栄養学	講義	必修	2	60			2	60
食品学	講義	必修	3	90			3	90
調理理論と食文化概論	演習	必修	6	180			6	180
調理実習	実技	必修	10	300			10	300
総合調理実習	実技	必修	3	90			3	90
インターンシップ実習Ⅰ	実習	選択	2	60			2	60
就職対策Ⅰ	講義	必修	2	30			2	30
未来デザインプログラム	講義	必修	2	30			2	30
高度調理理論	演習	必修			2	60	2	60
新調理	演習	必修			1	30	1	30
フードプロデュース	講義	必修			4	120	4	120
高度調理技術実習	実技	必修			12	360	12	360
高度総合調理実習	実技	必修			6	180	6	180
インターンシップ実習Ⅱ	実習	選択			2	60	2	60
就職対策Ⅱ	講義	必修			2	30	2	30
合計			38	1080	29	840	67	1920

別表1-3 教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 製菓パティシエ科

該当 2022年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
衛生法規	講義	必修	1	30	1	30
公衆衛生学	講義	必修	2	60	2	60
食品学	講義	必修	2	60	2	60
食品衛生学	講義	必修	4	120	4	120
栄養学	講義	必修	2	60	2	60
社会学	講義	必修	1	30	1	30
製菓理論	演習	必修	3	90	3	90
製菓実習Ⅰ	実技	必修	4	120	4	120
製菓実習Ⅱ	実技	必修	4	120	4	120
製菓実習Ⅲ	実技	必修	4	120	4	120
製菓実習Ⅳ	実技	必修	4	120	4	120
未来デザインプログラム	講義	必修	2	30	2	30
就職対策	講義	必修	2	30	2	30
合計			35	990	35	990

別表1-4 教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 製菓マイスター科

該当 2022年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		2年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
衛生法規	講義	必修	1	30			1	30
公衆衛生学	講義	必修	2	60			2	60
食品学	講義	必修	2	60			2	60
食品衛生学	講義	必修	4	120			4	120
栄養学	講義	必修	2	60			2	60
社会学	講義	必修	1	30			1	30
製菓理論	演習	必修	3	90			3	90
製菓実習Ⅰ	実技	必修	4	120			4	120
製菓実習Ⅱ	実技	必修	4	120			4	120
製菓実習Ⅲ	実技	必修	4	120			4	120
製菓実習Ⅳ	実技	必修	4	120			4	120
製菓衛生師基礎講座	講義	必修			4	60	4	60
特別製菓実習Ⅰ	実技	必修			7	210	7	210
特別製菓実習Ⅱ	実技	必修			7	210	7	210
特別製菓理論	演習	必修			4	60	4	60
製菓マイスターⅠ	演習	必修			4	60	4	60
製菓マイスターⅡ	演習	必修			4	60	4	60
製菓マイスターⅢ	演習	必修			4	60	4	60
製菓マイスターⅣ	演習	必修			4	60	4	60
未来デザインプログラム	講義	必修	2	30			2	30
インターンシップ実習Ⅰ	実習	選択	2	60			2	60
インターンシップ実習Ⅱ	実習	選択			2	60	2	60
就職対策Ⅰ	講義	必修	2	30			2	30
就職対策Ⅱ	講義	必修			2	30	2	30
合計			37	1050	42	870	79	1920

別表1-5 教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 日本語学科

該当 2023年度入学生より

【秋季一般コース】

科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
総合日本語	講義	必修	8	160	8	160
文法	講義	必修	8	160	8	160
読解	講義	必修	4	80	4	80
聴解	講義	必修	4	80	4	80
漢字	講義	必修	4	80	4	80
語彙	講義	必修	4	80	4	80
会話・作文	講義	必修	4	80	4	80
文化・技能	講義	必修	4	80	4	80
合計			40	800	40	800

該当 2024年度入学生より

【春季進学コース】

科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
総合日本語	講義	必修	8	160	8	160
文法	講義	必修	8	160	8	160
読解	講義	必修	4	80	4	80
聴解	講義	必修	4	80	4	80
漢字	講義	必修	4	80	4	80
語彙	講義	必修	4	80	4	80
会話・作文	講義	必修	4	80	4	80
文化・技能	講義	必修	4	80	4	80
合計			40	800	40	800

別表1-6 調理師資格取得のための教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 調理師科

該当 2021年度入学生より

規定教科科目	科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
				単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
食生活と健康	栄養と健康	講義	必修	2	60	3	90
	食生活と健康関係法規	講義	必修	1	30		
食品の安全と衛生	食品衛生学	講義	必修	3	90	5	150
	食品の安全と衛生関係法規	講義	必修	1	30		
	食品衛生学 実習	実技	必修	1	30		
食品と栄養の特性	栄養学	講義	必修	2	60	5	150
	食品学	講義	必修	3	90		
調理理論と食文化概論	調理理論と食文化概論	演習	必修	6	180	6	180
調理実習	調理実習	実技	必修	10	300	10	300
総合調理実習	総合調理実習	実技	必修	3	90	3	90
合計				32	960	32	960

別表1-7 調理師資格取得のための教育課程（カリキュラム）
学校名 辻学園調理・製菓専門学校
学科 上級調理師科
該当 2024年度入学生より

規定教科科目	科目名	授業形態	必修選択	1年次		2年次		合計	
				単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
食生活と健康	栄養と健康	講義	必修	2	60			3	90
	食生活と健康関係法規	講義	必修	1	30				
食品の安全と衛生	食品衛生学	講義	必修	3	90			5	150
	食品の安全と衛生関係法規	講義	必修	1	30				
	食品衛生学実習	実技	必修	1	30				
食品と栄養の特性	栄養学	講義	必修	2	60			5	150
	食品学	講義	必修	3	90				
調理理論と食文化概論	調理理論と食文化概論	演習	必修	6	180			6	180
調理実習	調理実習	実技	必修	10	300			10	300
総合調理実習	総合調理実習	実技	必修	3	90			3	90
合計				32	960	0	0	32	960

別表1-8 製菓衛生師資格師取得のための教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 製菓パティシエ科

該当 2021年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
衛生法規	講義	必修	1	30	1	30
公衆衛生学	講義	必修	2	60	2	60
食品学	講義	必修	2	60	2	60
食品衛生学	講義	必修	4	120	4	120
栄養学	講義	必修	2	60	2	60
社会学	講義	必修	1	30	1	30
製菓理論	演習	必修	3	90	3	90
製菓実習	実技	必修	16	480	16	480
合計			31	930	31	930

別表1-9 製菓衛生師資格師取得のための教育課程（カリキュラム）

学校名 辻学園調理・製菓専門学校

学科 製菓マイスター科

該当 2021年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
衛生法規	講義	必修	1	30	1	30
公衆衛生学	講義	必修	2	60	2	60
食品学	講義	必修	2	60	2	60
食品衛生学	講義	必修	4	120	4	120
栄養学	講義	必修	2	60	2	60
社会学	講義	必修	1	30	1	30
製菓理論	演習	必修	3	90	3	90
製菓実習	実技	必修	16	480	16	480
合計			31	930	31	930

別表 2－1：辻学園調理・製菓専門学校 納付金

	入学 検定料	入学金	授業料 (年間)	施設設備費 (年間)	教材実習費 その他 (年間) ※
調理師科	20,000 円	200,000 円	980,000 円	200,000 円	514,560 円～ 517,560 円
上級調理師科	20,000 円	200,000 円	980,000 円	200,000 円	492,950 円～ 519,000 円
製菓パティシエ科	20,000 円	200,000 円	980,000 円	200,000 円	513,590 円～ 516,000 円
製菓マイスター科	20,000 円	200,000 円	980,000 円	200,000 円	492,990 円～ 515,000 円
日本語学科	20,000 円	50,000 円	600,000 円	60,000 円	30,000 円

※「教材実習費その他」は学年及び選択科目によって異なる。

別表 2－2：辻学園調理・製菓専門学校 科目等履修生納付金

	科目等履修生納付金
登録料 (年間)	30,000 円
講義科目 (1 単位)	10,000 円
演習科目 (1 単位)	15,000 円
実技科目 (1 単位)	20,000 円
実習科目 (1 単位)	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。